

ルーエしもつま居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 医療法人光潤会が設置するルーエしもつま居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)は、介護保険法の理念に基づき、医療法人の持つ機能を活かし、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとす。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ルーエしもつま居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 茨城県下妻市江1832

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、医療法人 光潤会とする。

(従業員の種類、員数及び職務内容)

第5条 当事業所の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名(主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 介護支援専門員 常勤 1名以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

3. 職員の資質向上のために研修を確保する。
4. 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処遇を行う。

(営業日、営業時間)

第6条 この事業は、毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。

2 営業時間は、午前8時30分から午後5時45分までとする。

3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により連絡を受ける事が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時又は、利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

2 事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに委託を受けた要介護認定調査については、その者の提示する被保険者証の確認を行う。

3 介護認定における委託調査については、調査の留意事項に精通し公平、中立で正確な調査が行われる事業であること。

4 事業所は被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援をする。

5 要介護認定等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。

6 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総括的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

7 事業所は正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。

(イ) 正当な理由とは、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。

(ロ) 偽りとその他不正行為によって保険給付を受けた、又受けようとしたとき。

(ハ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

(居宅介護支援事業の内容)

第8条 市町村が行う介護保険訪問調査の委託を受けることができる。

2 居宅サービス計画の作成。

〈居宅介護サービス計画の担当設置〉

(イ) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

〈利用者に情報提供〉

(ロ) 作成開始にあたっては利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。

〈利用者の実態把握〉

(ハ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

〈居宅サービス計画の原案作成〉

(二) 介護支援専門員は、利用者、家族の指定した場所においてサービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等のサービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

〈使用する課題分析の種類〉

(ホ) 課題分析には全国社会福祉協議会方式「居宅サービス計画ガイドライン」を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う。

〈専門者会議〉

(へ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に基づいたサービスの担当者から、会議の招集、紹介等により、当該居宅サービス計画の原案内容について専門的な見地から意見を求めるものとする。

〈利用者の同意〉

(ト) 介護支援専門員は、利用者及びその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

3 サービス実施状況の継続的な把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い利用者の課題把握を必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。介護支援専門員の居宅訪問頻度については、最低月1回は訪問するものとし、その他必要が認められる場合はその都度訪問するものとする。

4 介護保険施設への紹介等

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(ロ) 介護支援専門員は介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護を実施した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費については1 kmにつき20円を徴収する。

(通常の実施地域)

第10条 ルーエしもつま居宅介護支援事業所の実施地域については下妻市、筑西市(旧関城町 旧明野町)、結城市(結城南中学校区域)、八千代町の4市町村内とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第11条 指定居宅介護支援事業所は毎月、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を当該地域の市町村に対し、交付しなければならない。

(秘密保持)

第12条 ルーエしもつま居宅介護支援事業所の介護支援専門員や、その他の職員は正当な理由無く事実上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講じる。

(苦情の処理)

第13条 利用者からの相談や苦情等に対応する担当者を設置し早期、適切に処理をする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 ルーエしもつま居宅介護支援事業所の会計は他の会計と区別し毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 ルーエしもつま居宅介護支援事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項について、文書ファイルによる閲覧またはインターネットによる閲覧を可能とする措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において職員間で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。併せて、利用者、家族、関係者の従業員に対する暴力やハラスメントが判明した際はサービス提供の中止を判断する可能性がある。
- 4 介護支援専門員はサービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 5 ルーエしもつま居宅介護支援事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。
又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。

付則 この運営規定は平成 12 年 2 月 1 日より施行する。
この運営規定は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は平成 15 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は平成 16 年 4 月 15 日より施行する。
この運営規定は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は平成 23 年 2 月 1 日より施行する。
この運営規定は平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規定は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
この運営規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は令和 7 年 6 月 16 日より施行する。